

会議録

会議の名称	平成30年度第2回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成30年5月7日（月）午前10時00分から午前10時55分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	曾根原良仁委員長・上原敏彦委員長職務代理・岩越笙子委員・中江滋秀委員 石橋尚事務局参与・菱川勝也事務局長・山本直哉主査
議題	議案第4号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第5号 西東京市議会議員選挙執行計画について その他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

○ 委員長

定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第2回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は2件及びその他でございます。

はじめに、議案第4号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

議案第4号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

1ページをお開きください。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、2ページに記載の男性3人、女性1人の計4人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。氏名や国内での最終住所、帰国後の住民登録の内容等の詳細につきましては、お配りしている資料に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性96人、女性106人、計202人となります。

以上で、議案第4号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の

説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について御意見ございますか。

○ 各委員

特になし。

○ 委員長

特ないようですので、議案第4号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号『西東京市議会議員選挙執行計画について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

議案第5号『西東京市議会議員選挙執行計画について』を御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。あわせて、別冊の水色の表紙の資料『平成30年12月23日執行西東京市議会議員選挙執行計画(案)』を御覧いただき、その内容について第1選挙期日の告示及び選挙期日から順にページを追って説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。

第1『選挙期日の告示及び選挙期日』でございます。

前回の選挙管理委員会において御決定をいただきましたとおり、平成30年12月16日に告示、1週間後の同月23日を選挙期日とするものでございます。

第2『選出する議員の数』ですが、28人です。

第3『執行要領』ですが、選挙の名称は、「西東京市議会議員選挙」とします。

選挙長は、曾根原良仁委員長、選挙長職務代理者は、上原敏彦委員長職務代理者にお願いいたします。

立候補届出の受付は、平成30年12月16日(日)午前8時30分から西東京市防災センター6階講座室2において行います。

届出順を決めるくじについては、立候補届出受付開始時点で必要に応じて実施します。

1枚おめくりいただき、3ページをお開きください。

立候補予定者説明会ですが、平成30年10月15日(月)に西東京市保谷こもれびホールの小ホールにおいて開催いたします。時間は午後2時からを予定しております。

届出書類の事前審査は、立候補届出を円滑に進めるために行うもので、平成30年11月5日(月)から同月8日(木)までの4日間、午前9時から午後4時まで選挙管理委員会事務局室で行います。

選挙人名簿の関係ですが、登録の基準日は、平成30年12月15日(土)、名簿の閲覧は、法律改正により、登録の確認を目的とする場合に告示日のみ可能で、縦覧については制度が廃止となっております。

登録の要件としましては、年齢要件が、平成12年12月24日以前の出生者、住所要件としては、平成30年9月15日までに転入届をし、引き続き西東京市に住所を有する者となります。いわゆる表示登録者については、市外転出者であり、市議会議員選挙では投票できないため、詳細は省略させていただきます。

4ページを御覧ください。

候補者の選挙運動費用支出制限額でございますが、約519万円となる見込みです。

立候補者に交付する表示物等は、自動車用表示物、拡声器用表示物、街頭演説用標旗がそれぞれ1枚、街頭演説従事者用腕章11枚、乗車用腕章4枚で、材質、色等は別に定めることといたします。

選挙運動用ビラについては法改正及びそれに伴う条例改正もいたしましたが、施行日が平成31年3月1日のため、今回の市議会議員選挙において選挙運動にビラの使用はできませんので、市長選の際にある証紙の交付はありません。このことについては立候補予定者説明会等で説明をする予定です。

ポスター掲示場設置の関係ですが、設置数は229か所の予定です。

面数については、これまでの立候補者数等から、4段10列40面を予定しておりますが、今後の立候補予定者の状況等により増減する可能性がございます。

選挙公報ですが、告示日であります12月16日(日)の午前8時30分から午後5時まで立候補届出受付会場で掲載文等の申請を受け付けます。

1枚おめくりいただき、5ページをお開きください。

受付が終了した後、同日開催の選挙管理委員会において、午後5時30分から選挙公報の掲載順を決めるくじをお願いいたします。

選挙公報の様式はプランケット判で、1ページ最大6人で表と裏の2ページで構成する形といたします。市のホームページにも掲載をする予定です。

なお、平成25年2月に執行した西東京市長選挙から、選挙公報の1面については表紙とし、選挙の案内等を掲載し、候補者の原稿については2面以降に掲載しており、今回も同様の紙面構成としたいと思います。これは、掲載の順番はくじで決まるものの、やはり最初のところが目立つという意見もあり、ホームページへの掲載によって、1面に掲載の候補者が目立つということに対応したものです。

市の選挙での選挙公報の紙面については西東京市選挙管理委員会で決めることとなっており、東京都や国の選挙と異なる1面を表紙とすることも、委員会の決定によるもので問題はございません。

選挙公報の配布方法でございますが、公益社団法人西東京市シルバー人材センターに委託し、12月22日までに各戸配布いたします。

平成27年度第3回西東京市選挙管理委員会で、それ以降に執行された選挙から、選挙終了後も選挙公報をホームページ上で見ることができることと御承認いただいておりますので、選挙終了後は、西東京市ホームページ上の、過去の選挙の結果という部分に再度掲載する予定です。

各投票所の投票記載所、記載台に掲示する氏名等掲示については、くじにより掲載順を決定する必要がありますので、12月16日(日)の立候補受付の終了後に開催する委員会において、午後6時からくじにより決定をお願いするものでございます。

投票所入場整理券でございますが、告示日の12月16日から、郵送により配布できるよう、スケジュール管理を含めて準備いたします。

6ページを御覧ください。

投票用紙の様式は、B7判、白色で黒文字とします。

不在者投票のための投票用紙の請求に対しては、投票用紙等は平成30年12月15日(告示日の前日)から発送を開始いたします。

投票の関係ですが、平成30年12月23日(日)午前7時から午後8時まで、市内29

の投票所において行います。

公職選挙法の改正に伴い創設された共通投票所については、課題も多く研究中と考えておりますので、今回も開設しないこととしたいたいと思いますがよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし。

○ 事務局

平成 28 年度、従前投票所であった泉小学校の閉校に伴い、住吉会館ルピナスに投票所を変更いたしました。全選挙種別が終わるまでは新旧の両施設に案内人を置くこととしており、今回の市議選までは案内人をおく予定です。市民の方に丁寧に接したいと思います。

各投票所に投票管理者及び同職務代理者をそれぞれ 1 人ずつ、投票立会人を 3 人ずつ配置いたします。投票管理者等の選任については、後日、議案として委員会にお諮りすることになります。

期日前投票につきましては、平成 30 年 12 月 17 日（月）から同月 22 日（土）までの毎日、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで、保谷庁舎別棟会議室 B・C 及び田無庁舎 2 階 202・203 会議室において行います。

この 2 力以外の開設と時間延長については、課題も多く研究中と考えておりますので、今回も開設しないこととしたいたいと思いますがよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし。

○ 事務局

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、今まで実施していましたが、投票所の段差解消やコミュニケーションボードの活用などで、誰でもが投票しやすい環境に配慮したいと思います。

昨年の衆議院議員選挙の際に、駐車場の混雑から、周辺道路の渋滞等がありましたので、交通誘導員の配置を考えております。

1 枚おめくりいただいて、7 ページをお開きください。

開票関係でございます。

市の選挙でございますので、開票は選挙会の事務と合同で行います。

開票は即日開票とし、平成 30 年 12 月 23 日（日）午後 9 時から西東京市スポーツセンター第一体育室において行います。

選挙立会人の届出は、平成 30 年 12 月 20 日（木）の午後 5 時まで西東京市選挙管理委員会事務局で受け付けます。立会人が 10 人を超えた場合のくじを含め、同日午後 5 時 30 分から開催する西東京市選挙管理委員会において、決定いただることになります。選挙立会人が 3 人に満たない場合は、3 人になるまで選挙管理委員会で選任する必要がありますので御承知おきください。また、選挙立会人の説明会を選挙期日当日の午後 2 時から、西東京市スポーツセンター 1 階会議室において開催いたします。

一昨年の参議院議員選挙から、東京都全域で開票所の参観人には受付表の記載をさせるなどのチェックなどを行うこととなっており、開票所の秩序維持に努めたいと考えております。

記載はございませんが、撮影については、平成 29 年執行の衆議院議員選挙と同様に、撮影等のできる場所や時間を定めて、限定的に許可するということでよろしいでしょうか。

- 各委員
異議なし。

- 事務局

最近の自治体の選挙では、最下位当選者と次点者との票の差等から、異議申立等も続いておりますので、開票作業や中間発表の方法等を十分検討して参ります。後ほど記載がございますが、中間発表は従前 200 票単位としておりましたが、大票束と呼ばれる作業を廃止し、100 票単位で回示、集計、発表をすることを考えております。

当選証書付与は、平成 30 年 12 月 25 日（火）午前 10 時から西東京市防災センター 6 階講座室 2 で行います。よろしくお願ひいたします。

8 ページを御覧ください。

第 4 『啓発活動』でございますが、明るい選挙推進委員会の皆様の協力をいただきながら、8 ページに記載の目標及び実施方針と主な啓発内容のとおり、積極的に啓発活動を実施いたします。

特に公職選挙法改正により、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられて初めての市議会議員選挙となりますので、その点を十分に考慮して実施していきたいと思います。

11 月に開催予定の市民まつりにも出展しパレードにも参加して、その場をお借りして市民周知を図りたいと考えております。

第 5 『選挙速報』でございますが、投票速報は、投票開始後の午前 8 時から 1 時間ごとに、午後 7 時までの間、1 時間ごとに中間投票状況を発表いたします。

1 枚おめくりいただいて、9 ページをお開きください。

午後 8 時の確定投票状況は、数値が確定次第発表することとします。

開票速報でございますが、開票開始後の午後 9 時 30 分から 30 分ごとに、先ほど申し上げましたように、100 票単位で発表いたします。従前は 200 票単位としておりましたが、今回立会人への回示を含めて検討し、従前から変更したいと考えております。

開票事務については、「正確に早く」を目標としております。開票終了時間については、西東京市においても課題として認識しておりますが、引き続き「正確に早く」を目標とし、その達成に努力してまいります。

第 6 「選挙の規模及び主要事務日程」につきまして 9 ページから 12 ページまでに記載してございますので、後ほど御参照願います。

最後になりますが、13 ページに、主要事務日程の中から、委員の皆様方に執務等していくだけ関係の日程を抜粋し一覧にした表を記載いたしました。御多忙の中申し訳ございませんが、日程の確保をよろしくお願ひいたします。

この表に記載の委員会等の日程のうち、12 月 16 日以降の日程につきましては、開催通知を省略させていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。12 月 15 日までは、現時点で開催時間が決まっていないところもありますので、確認の意味も込め開催通知をお送りいたします。

以上で、議案第 5 号『西東京市議会議員選挙執行計画について』の説明とさせていただきます。

- 委員長
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 各委員
特になし。
- 委員長
特ないようですので、議案第5号『西東京市議会議員選挙執行計画について』は、以上の説明のとおり決定いたします。
以上で本日予定の議案等は、全て終了いたしました。
その他に移りたいと思います。事務局から何かありますか。
- 事務局
委員の皆様には、御多忙の中、各種の会議への御出席ありがとうございました。
選管の課題についての進捗状況の御報告です。
期日前投票所について、3月の議会でも様々な御意見をいただき、重要行政課題としても取り組むことといたしました。
西武池袋線沿線での期日前投票所の設置について、具体的な場所の提案をいただいたこともあります。
民間の商業施設等は、キャパシティ的に難しいと思われます。市の公共施設等は、所管課等との調整が必要になろうかと思います。
一方で、庁舎の移転は平成32年で、移転してすぐに都知事の任期満了による選挙等が予定されており、同じ年度内に市長選挙もあることから、万全の体制で臨むためにも、できれば31年度に任期満了により執行する参議院議員選挙の際に、試行的に、西武池袋線沿線で期日前投票所を設置できるよう、引き続き調査及び調整を進めて参りたいと考えております。
公職選挙法の改正の情報です。
6月1日から在外選挙人の手続き等に関する法律が改正される予定です。従前は、海外に渡航し、在外公館を通じて委員長に申請をすることとなっていましたが、国外への転出届と一緒に申請することも可能となります。
実際の手続き上は、住民票の届出以上に厳格な本人確認や、選挙人名簿の確認等の必要があり、転出届を受付ける市民課では、同時に在外選挙人の申請をすることが難しいため、選挙管理委員会事務局に来ていただく方法を考えております。
総務省から詳細がまだ来ておりませんが、事務局では様々な想定をし、近隣市や東京都等と情報交換をし、準備中です。
報告は、以上です。
次回の開催は、特段御意見等がなければ6月に開催させて頂きたいと考えております。選挙人名簿の定時登録のため、6月1日（金）の開催となります。
お時間については、この場で委員の皆様でお決めいただきたいと思います。
- 各委員
午前10時からとしたい。
- 事務局

それでは次回の委員会は、平成30年6月1日の午前10時からといたします。
事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他にないようですので、本日の平成30年度第2回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前10時55分 終了

以上

平成 30 年度第2回西東京市選挙管理委員会

日 時 平成 30 年 5 月 7 日 (月)
午前 10 時 00 分から
会 場 西東京市役所保谷庁舎別棟
選挙管理委員会打合せ室

議案第 4 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

議案第 5 号 西東京市議会議員選挙執行計画について

そ の 他

議案第 4 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 7 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良仁

平成 30 年 5 月 7 日 在外選挙人名簿から抹消される者（4人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性 別	備 考
東京都西東京市			男	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4か月を経過する者 平成 29 年 12 月 26 日住民票作成 (東京都)
東京都西東京市			女	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4か月を経過する者 平成 30 年 1 月 3 日住民票作成 (東京都)
東京都西東京市			男	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4か月を経過する者 平成 30 年 1 月 4 日住民票作成 (山形県)
東京都西東京市			男	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4か月を経過する者 平成 29 年 9 月 28 日住民票作成 (東京都)

議案第 5 号

西東京市議会議員選挙執行計画について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 7 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良仁